

税制上の優遇措置

金沢大学への寄附は、税制上の優遇措置を受けることができます。

1. 所得税の優遇措置

- ・ 寄附金控除には、「所得控除」と「税額控除」の二つの方法があります。
- ・ 大学基金、課外活動振興基金への寄附は所得控除が適用されます。
- ・ 修学支援基金、研究等支援基金への寄附は、所得控除又は税額控除のうち、有利な方を選択して控除を受けることができます。
- ・ 金沢大学が発行する寄附金領収証明書を添付して確定申告をしてください。
- ・ 確定申告は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成・印刷し、郵送により行うこともできます。確定申告書の作成についてはこちら (<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>) をご覧ください。

◆ 所得控除

寄附金額から 2,000 円を引いた額を所得金額から控除

$$\boxed{\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{寄附金の所得控除額}^{\ast 2}}$$

◆ 税額控除

各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除

$$\boxed{(\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% \Rightarrow \text{所得税額から控除}^{\ast 3}}$$

- ※ 1 年間の寄附金の合計額が年間の総所得額等の 40% を超える場合は、40% に相当する額が限度となります。
- ※ 2 所得控除を行った後に各寄附者の所得に応じた税率を乗じて、所得税額を算出します。
- ※ 3 所得税額の 25% が限度となります。

<参考>

寄附金控除の目安額										
課税所得金額（税率）	控除方式	寄 附 金 額								
		1万円	3万円	5万円	10万円	30万円	50万円	100万円	300万円	500万円
300万円（10%）	所得控除	800	2,800	4,800	9,800	29,800	49,800	99,800	119,800	119,800
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	50,625	50,625	50,625	50,625	50,625
500万円（20%）	所得控除	1,600	5,600	9,600	19,600	59,600	99,600	199,600	399,600	399,600
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	119,200	143,125	143,125	143,125	143,125
700万円（23%）	所得控除	1,840	6,440	11,040	22,540	68,540	114,540	229,540	643,540	643,540
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	119,200	199,200	243,500	243,500	243,500
1,000万円（33%）	所得控除	2,640	9,240	15,840	32,340	98,340	164,340	329,340	989,340	1,319,340
	税額控除	3,200	11,200	19,200	39,200	119,200	199,200	399,200	441,000	441,000
所得控除の方が有利										
税額控除の方が有利										

※上記金額は目安です。実際には収入金額や各種の控除等によりこの金額とは異なります。

※上記の算出に当たっては、便宜的に、「総所得金額等＝課税所得金額」とし、控除対象となる寄附金上限を計算しています。

2. 個人住民税の優遇措置

- ・石川県内在住者は、石川県や県内市町の個人住民税の控除を受けることができます。なお、所得税の確定申告を行う方は申告の必要はありません。